

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年八月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

路 線 名	一般国道百二十五号	
供 用 開 始 の 区 間	久喜市佐間字陣屋々敷添一七六二番一 地先から同市高柳字十五二三〇六番三 地先まで	久喜市佐間字西二三一番四地先から同 市高柳字溜井二三六三番四地先まで
供 用 開 始 の 期 日	令和元年八月二十七日	
備 考	平成二十二年十一月二十六日付け埼玉県 杉戸県土整備事務所長告示第二十三号で 告示した道路予定区域の一部供用開始で ある。	延長 四七九・六二九メートル 平成二十二年十一月二十六日付け埼玉県 杉戸県土整備事務所長告示第二十三号で 告示した道路予定区域の一部供用開始で ある。 延長 四一三・四八四メートル